

学校法人ガバナンス改革会議 第6回 論点

2021年9月22日
八田進二 松本美奈

目的：監督・経営を分離する。経営陣の利益相反・自己監視を排除する。
税制優遇を受ける学校法人にふさわしい体制を構築する。

1 私学関係団体との意見交換のポイント（9月9日）

① 評議員会に関する認識のずれ

ヒアリングで示された私学関係団体の主張は、現在の評議員会の役割及び権限、構成等を念頭に置いたものであった。内部者が多い評議員会に監督機能を持たせると評議員会内で意見の対立が起り、法人運営に支障をきたす恐れがあるなどとし、現状維持を求める声が大勢だった。そのため、本改革会議ですでに合意を得てきた評議員会の役割及び権限、構成等とは隔たりがあった。

従って、新たな学校法人ガバナンスの全体像及びその最高監督・議決機関としての評議員会の姿を早急に明示する必要がある。

② 相次ぐ不祥事への視点

複数の関係者が、不祥事について問題視していると発言していた。その一方で、監事の権限を強化すれば十分で、評議員の権限は不要という関係者もいた。不祥事の認識や防止策についての考え方が、本改革会議とは異なるのかもしれない。

2 学校法人ガバナンス改革に関する議論の主な意見

- ある理事長から意見をもらった。「ガバナンス改革は応援する。代わりに一定の規制緩和をお願いしたい」とのことである。大学において学部や大学院を設置することに3年は覚悟しなければならない。大量の資料を提出しなければならない。一部は郵送だから時間もかかる。自立した経営をするために定員も厳しく制限されており、足かせとなっている。
- 評議員会は合理的な人数にすることはどこかで書かないといけない。法令で上限を切ることはないので、ガバナンスコードで決めてもらう必要がある。
- 評議員会の差止め請求権、代表訴訟のような責任追及手段（理事が学校法人に損害賠償責任を負っている場合に、評議員が原告となって訴訟することができる仕組み）について、組み込んで議論してほしい。
- 評議員会は理事長が招集するという規定（41条3号）について、変える必要はないか。
- 理事長の選任について、これの不透明さが大きな問題である。権力に長く就いていると腐敗するのは当然である。交代ができるようにするために、透明性のある手続を法令上組み込む必要がある。一番の問題は、ファミリー企業の世襲である。世襲させるための手続を寄附行為に組み込んでいる。これを多様性と言っているが、そうではない。建学の精神や創始者の意志が孫まで継承されるというロジックを崩すための論理を丁寧に検討するべきである。

3 理事会・理事の論点整理

論点整理 20210922			
	現行（私学法）	論点 有):学校法人のガバナンスに関する有識者会議	
理事会	役割	学校法人の最高議決機関	
	権限・職務	・学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する（36条）	有) 理事長の選定・解職は、理事会の責任において行う。 有) 理事会の議事録の作成を義務化し、その内容を評議員会に公開する。 有) 議事録は監事も確認する。 有) 理事会の招集通知の対象に監事を加える
理事	権限・職務	・理事長は学校法人を代表し、その業務を総理する（37条） ・理事（理事長を除く）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う（37条）	
	義務・責任	・委任関係（35条の2） ・法人、第三者に対する損害賠償責任を負う（44条の2、44条の3） ・連帯責任（44条の4）	
	適格基準	38条1項 1 当該法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む） 2 当該法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 3 寄附行為の定めるところにより選任された者 ・外部理事（38条5項） 当該法人の役員または職員でない者 ・各役員配偶者または三親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない（38条7項） 学校教育法9条（禁固以上のけいに処せられた者等）、心身の故障など文科省令で定める者 ・監事との兼職は禁止（39条）	・「校長等」はやめるべきではないか。 →ポジティブリストを作る？
	選任	私学法と寄附行為の定めによる（38条）	評議員会の権限
	解任	寄附行為の定めによる（30条1項5号）	評議員会の権限
	任期	寄附行為の定めによる（30条1項5号）	・私学法で明記すべきではないか。 ・再任の規定が必要か。
	人数	・5人以上（35条1項） ・うち1人は理事長（特別の職務を担当する理事）	
理事長の選定・解職	・理事のうち1人は、寄附行為の定めるところにより、理事長とする（35条2項）。 社会福祉法人法45条の13 理事会は理事の中から理事長1人を選定しなければならない。 一般財団法人法90条の3 理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。 寄附行為 理事会での選定、評議員会での選定などの例がある	・理事長の選定・解職は誰の権限か。私学法で明記するか。 例：「理事会での選定・解職とする」 ・選定方法を私学法に明記するか。 例：「選び方は互選とする」「理事総数の過半数の議決により…」	

4 監事の論点整理

	現行（私学法）	論点（これまでに出示された意見も含む）	
監事	役割	監査	
	権限・職務	37条3項 <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人を監査する ・学校法人の財産の状況を監査する ・理事の業務執行の状況を監査する ・学校法人の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること ・監査の結果、学校法人の業務もしくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・「財産の状況」ではなく、計算書類、事業報告の監査とすべきではないか。 ・監事の監査を受けて、評議員会、理事会は何をしなければいけないか、私学法に明記すべきか。 ・違法行為への対応について、評議員から監事への報告義務、幹事による評議員会開催の要求などを盛り込めないか。
	義務・責任	<ul style="list-style-type: none"> ・委任関係（35条の2） ・法人、第三者に対する損害賠償責任を負う（44条の2、44条の3） ・連帯責任（44条の4） 	
	適格基準	<ul style="list-style-type: none"> ・当該学校法人の役員または職員でない者が含まれるようにしなければならない（38条） ・理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない（39条） 	有）各理事の親族・特殊関係者については、監事への就任を禁止する。
	選任	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会の同意を得て、理事長が選任する（38条4項） 	評議員会の権限
	解任	寄附行為の定めによる（30条1項5号）	評議員会の権限 有）監事の解任の議案については、辞任した監事、解任された監事を含め、監事の意見を確認する手続きを求めることとする。
	任期	寄附行為の定めによる（30条1項5号）	有）理事の任期と同等以上の期間を確保する。
	人数	<ul style="list-style-type: none"> ・2人以上（35条1項） 	